

緊急事態宣言後の保育所等の対応について

新型コロナウイルス感染防止の為に、臨時休業に関連しての保育所等の対応について
国の指針に基づき下記のように対応させていただきます。

都道府県知事から保育所の使用の制限の
要請がされた場合

⇒ 休園

職員・園児・保護者が新型コロナウイルスに感染した場合、
または濃厚接触者と判断された場合

⇒ 休園

要請されていない場合

⇒ 縮小して運営

休園した場合

… 医療従事者であり、他に保育をする人がいない場合のみ保育を行います。

縮小して運営する場合

… 両親ともに保育が出来ない場合のみ保育を行います。

※ テレワーク(在宅勤務)の場合は、原則保育は行うことが出来ません。

対象期間

4月10日(金)～5月6日(水)まで

保育を行うにあたり の 注意事項

・ 給食の食材の関係により、弁当を持参していただく場合があります。

☆下記の症状がある場合は原則的に保育を受けることができません。

- ・ 朝の検温時に体温が37.5℃以上ある場合
- ・ 発熱が四日以上続く場合
- ・ のどの痛み、咳等の症状が継続する場合